

臨時技師・臨時主事の勤務条件等

業務内容	<p>【臨時技師】 給食管理や食に関する指導等</p> <p>【臨時主事】 学校の事務に係る業務全般</p>
任用形態	<p>期間の定めあり</p> <p>吹田市立小・中学校の栄養職員・学校事務職員に欠員状態が生じた場合、期限を付して臨時的任用（育児休業代替等の場合は、任期付採用）を行います。任用期間内は、毎日勤務していただきます(原則、週休日・休日を除きます)。</p>
条件付 採用期間	<p>【臨時的任用】</p> <p>条件付採用期間なし</p> <p>【任期付採用】</p> <p>条件付採用期間あり（6月）</p>
勤務地	吹田市立小・中学校
給与等	<p>【基本給与（給料+地域手当）】</p> <p>大阪府の職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。</p> <p>(参考)</p> <p>臨時技師：大学新卒（4年制） 約216,000円</p> <p>臨時主事：高校新卒 約166,000円</p> <p>※経歴その他に応じて一定の基準により加算（ただし、加算の対象となるのは55歳までとなります。）。</p> <p>※金額は令和4年4月1日現在です。</p> <p>(今後変更される場合があります。)</p>
	<p>【昇給】 なし</p> <p>※任用の都度、給料月額が決定されます（更新する場合を除く。）。ただし、給料月額は条例の改正に伴い変動する場合があります。</p>
	<p>【諸手当】</p> <p>扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じ支給。</p> <p>※大阪府の職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。</p>
	<p>【退職手当】</p> <p>大阪府の職員の退職手当に関する条例等に基づき支給されます。</p> <p>引き続き6月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。</p> <p>新たな任用が引き続き場合は在職期間として通算し、最後の退職の際に支給します。</p>
勤務時間・ 休暇等	<p>【勤務時間（原則）】</p> <p>週当たり38時間45分（月～金／勤務日、土・日／週休日、祝日・12/29～1/3／休日）</p> <p>8時30分から17時00分（休憩時間45分：11時00分から14時00分までの間に置く）</p> <p>※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。</p>
	<p>【時間外勤務及び休日勤務】 あり</p> <p>【休暇】</p> <p>大阪府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に準じます。</p> <p>(参考)</p> <p>年次有給休暇は1年間につき20日付与（任用期間により按分比例。ただし1日未満の端数切捨て）</p> <p>特別休暇は、正規職員と同様に制度化されています。</p>

【雇用保険】

任用期間が31日以上6月未満の者のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない者は加入。

【健康保険】

任用の日から、公立学校共済組合の組合員となります。公立学校共済組合では、公立学校の教職員及びその被扶養者を対象に、短期給付（病気、ケガ等への医療給付等）や長期給付（年金）のほか、人間ドックなどの保健事業等を行っています。

※公立学校共済組合大阪支部のHP (<https://www.kouritu.or.jp/osaka/>)

＜任意継続組合員加入中の方への注意事項＞

定年等による退職後、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入中の方が臨時技師・臨時主事採用により新たに組合員資格を取得した場合、任意継続組合員の資格は喪失します。再び任意継続組合員に加入するためには、1年と1日以上以上の組合員期間が必要です。

※お問い合わせ先

組合員の資格の取得・喪失に関すること：資格担当 06-6941-3164

長期給付（年金）に関すること：年金担当 06-6941-2864

なお、年金制度については、採用形態により加入する制度が異なります。

【年金制度】

◎臨時的任用

健康保険：公立学校共済組合

年金制度：一般厚生年金（日本年金機構）適用

〔年金受給の注意事項〕

老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。

年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。

◎任期付採用

健康保険：公立学校共済組合

年金制度：公立学校共済組合

〔年金受給の注意事項〕

(1) 経過的職域加算額（共済年金）、退職等年金給付（年金払い退職給付）は全額支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、職域年金部分が全額支給停止となります。

(2) 老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。

社会保険等

【児童手当】

任期付任用により、公立学校共済組合の健康保険及び年金制度について適用の場合は、大阪府から支給します。但し、任用後15日以内に手続きが必要です。

臨時任用により、公立学校共済組合の健康保険に加入、年金制度について一般厚生年金（日本年金機構）適用の場合は、市町村での支給となります。

既に市町村から支給されている者が講師や臨時講師等に任用された場合は引続き市町村での支給となりますので、手続は不要です。

詳細は大阪府教育庁学校総務サービス課にお問い合わせください。

06-6941-0351（代表）内線：5448（市町村立学校）

【介護保険】

40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となりますので、介護掛金の徴収があります。

【災害補償】

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによります。

服務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。

任命権者

大阪府教育委員会